

令和6年度第8回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和6年11月11日（月）午後1時58分 から 午後2時42分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（23人）

会	長	22番	水柿	重壽
委	員	1番	関口	均
		2番	高島	敏男
		4番	岩渕	進
		5番	坂入	進
		6番	齊藤	秀樹
		7番	赤城	美子
		8番	齊藤	一弥
		9番	中澤	保
		10番	栗島	菊雄
		11番	須藤	栄一
		12番	竹内	紀男
		13番	國府田	喜久男
		14番	高橋	修
		15番	栗島	和子
		16番	稲見	くに子
		17番	寺内	美雄
		18番	秋山	員宏
		19番	宮山	繁治
		20番	大林	富子
		21番	瀬端	洋
		23番	蓮沼	俊男
		24番	新井	英雄

4、欠席委員（1人）

		3番	永井	尚子
--	--	----	----	----

5、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

議案第 47号	農地法第3条の規定による許可について
議案第 48号	農地法第5条の規定による許可について
議案第 49号	現況確認証明（非農地証明）について
議案第 50号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農地利用集積計画の決定について

4、報告

報告第 37号	農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
報告第 38号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第 39号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第 40号	農地法第4条の制限除外について
報告第 41号	農地法第5条の制限除外について
報告第 42号	農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

5、閉会

6、農業委員会事務局職員

事務局長	早瀬 道生
農地調整課長	中澤 俊明
農地調整課庶務調整係 課長補佐	市村 進司
農地調整課庶務調整係 主任	板橋 淳也
農地調整課庶務調整係 主任	長津 恵美子
農地調整課庶務調整係 主任	廣瀬 崇

7、会議の概要

議長

それでは、只今より、令和6年度第8回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は23名であります。これは、委員の過半数に達しておりますので、筑西市農業委員会会議規則 第6条の規定により、会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、3番・永井尚子委員です。

会議書記に、農業委員会事務局の早瀬局長、中澤課長、市村補佐、板橋主任、廣瀬主任、長津主任の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日一日といたします。ご了承願います。

次に、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、17番・寺内美雄委員と18番・秋山員宏 委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に、指名いたします。

次に、日程第3 議案第47号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

廣瀬主任より説明いたさせます。

廣瀬主任

議案第47号、農地法第3条の規定による許可について、令和6年11月11日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

番号1番は保留となります。

番号：2番、権利：賃貸借権、所在：樋口字大松、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：918のうち917.878㎡、外2筆、合計3筆、合計面積1,803.706㎡、譲渡人又は貸主：筑西市樋口、譲受人又は借主：和歌山県紀の川市貴志川町長原、経営面積、渡人：36,600.17㎡、受人：10,820.44㎡、受人の労力総数及び稼働数：1、1。

3番、地上権、樋口字大松、畑、畑、918㎡、外2筆、合計3筆、合計面積1,804㎡、筑西市樋口、東京都中野区本町。

次のページをお願いします。

番号4番から9番は保留となります。

次のページをお願いします。

10番、所有権移転無償、倉持字宮北、畑、畑、190㎡、筑西市倉持、筑西市倉

持、6,054 m²、0 m²、2、2。

なお、この申請に対して取下願が提出されております。

番号 11 番は保留となります。

次のページをお願いします。

12 番、所有権移転無償、奥田字奥田、田、田、8,217 m²、筑西市奥田、筑西市奥田、10,454 m²、10,454 m²、3、3。

13 番、所有権移転有償、藤ヶ谷字本田、田、田、406 m²、筑西市藤ヶ谷、筑西市関館、2,780 m²、22,210 m²、1、1。

番号 14 番は保留となります。

15 番、所有権移転有償、吉田字北論田、畑、畑、2,606 m²、筑西市吉田、筑西市玉戸、2,606 m²、64,820 m²、2、2。

次のページをお願いします。

番号 16 番は保留となります。

17 番、所有権移転有償、上平塚字村西、畑、畑、5,183 m²、水戸市上国井町、筑西市山崎、127,800 m²、530,499.85 m²、4、4。

18 番、所有権移転有償、向川澄字稻荷下、田、田、3,237 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 4,980 m²、水戸市上国井町、筑西市井出姥沢、127,800 m²、34,298.61 m²、3、3。

次のページをお願いします。

19 番、所有権移転有償、松原字石倉、畑、畑、1,717 m²、外 4 筆、合計 5 筆、合計面積 4,649 m²、水戸市上国井町、筑西市松原、127,800 m²、146,906.08 m²、2、1。

20 番、所有権移転有償、蓬田字東、田、田、814 m²、筑西市蓬田、筑西市蓬田、3,271 m²、27,839 m²、3、3。

21 番、所有権移転有償、蓬田字東、畑、畑、783 m²、筑西市蓬田、筑西市蓬田、3,271 m²、5,740 m²、4、3。

次のページをお願いします。

22 番、所有権移転有償、茂田字北大久保、畑、畑、585 m²、筑西市下岡崎、下妻市若柳丙、1,395 m²、5,283 m²、2、2。

23 番、所有権移転有償、上西郷谷字西田、畑、畑、1,490 m²、桜川市真壁町細芝、筑西市宮後、3,885 m²、295,414 m²、2、2。

24 番、所有権移転有償、鍋山字殿山、畑、畑、1,516 m²、筑西市内淀、筑西市海老江、22,208 m²、19,771 m²、2、2。

25 番、所有権移転有償、海老江字宅内、畑、畑、415 m²、下妻市大木、筑西市海老江、415 m²、19,771 m²、2、2。

次のページをお願いします。

26 番、所有権移転無償、二木成字稻荷塚、畑、田、588 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 617 m²、筑西市一本松、筑西市二木成、3,289.1 m²、0 m²、1、1。

番号 27 番は保留となります。

以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
受付番号 2 番から、調査委員の報告をお願いします。

坂入 進
委員

5 番坂入です。
3 条の 2 番、3 番を報告いたします。
双方とも、先月 28 日に書類審査を行い、不備のないことを確認いたしました。
こちらに関しましては、3 回ほど、書類の不備により保留となっておりましたが、今回は不備がないというようなことでございます。
なお後日、受人・渡人に電話による確認も行いました。
特にこの内容について問題ない、というようなことでございます。
双方とも許可相当と思われませんが、さらなる皆様方の審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

12 番お願いします。

新井英雄
委員

2 4 番の新井です。
12 番について報告いたします。
10 月 28 日に書類審査を実施いたしました。
受人と渡人は、親子の関係であり、渡人が高齢になったため、受人の息子さんに、贈与という形での申請であります。
電話連絡したんですけど、なかなか出られなくて、それぞれに訪問をして確認しましたところ、申請どおり間違いはないということですので、書類に不備もなく許可相当と判断されますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。
以上です。

議 長

13 番お願いします。

栗島菊雄
委員

10 番栗島です。

先月 28 日に書類審査をし、書類には不備がありませんでした。

後日、双方に電話連絡で確認をして参りました。

受人は、この渡人の土地をもう何十年も借りて、耕作していたそうです。自分の持っている土地の隣接にある土地で、そういう形になっているそうです。

渡人が、もう高齢で管理できないってということで今回の所有権移転の申請になりました。

許可相当と思われませんが、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長

15 番お願いします。

齊藤秀樹
委員

6 番、齊藤が 15、19、23、24、25 番について報告します。

10 月 29 日に書類の確認と、受人・渡人に話を聴取しました。

15 番の渡人には、連絡取れませんでしたことをお伝えします。

15 番は、売買による規模拡大の案件です。

先般、受人が耕作していた土地でありまして、渡人は高齢のために手放したいという形で売買になるそうです。

受人は近隣でも耕作しているとのことでした。

次に 19 番です。

こちらご覧のとおり、渡人が振興公社となります。

受人が以前より耕作していた土地でありまして、何ら問題はないと思われま
す。

続きまして 23 番の案件です。

受人が耕作していた農地を規模拡大するために売買するとのことでした。

受人は、地域でも大規模な若手の担い手です。

問題ないと思われま

最後に、24、25 番、こちら受人が同じでありまして、24 番は事業所工場の近隣、25 番は自宅の近所ということで、何かしら農作物を作りたいということで売買になるそうです。

この 24 番の受人・渡人ですが、5 条の 6 番にも、案件を出しておりまして、こちらもちょうどご記憶してください。

以上、15 番、19 番、23 番、24 番、25 番、すべて許可相当と思われま
すが、さらなる皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長

17 番お願いします。

高橋 修
委員

1 4 番高橋です。

17 番について報告いたします。

10 月 28 日に書類審査をしました。

渡人は県農林振興公社です。

受人は地域の大規模農業者で、電話連絡をして確認しましたところ、これまで借り受けし、陸田として耕作しており、畑地ではありますが今後のために購入することにしたとのことで、申請書のとおり、間違いのないことでした。

書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。

以上です。

議 長

18 番お願いします。

稲見
くに子
委員

1 6 番稲見です。

18 番について報告します。

10 月 29 日、書類審査を行いました。

後日、電話確認を行ったのですが、議案書の電話番号が違っていましたので、固定電話の方に電話しました。

受人は、地域の大規模農家です。

この土地は、以前より受人が使っており、振興公社との取引なので問題ないかと思われませんが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。

以上です。

議 長

20 番お願いします。

秋山員宏
委員

1 8 番、秋山が報告をいたします。

20 番、21 番について報告いたします。

先月 29 日に書類審査を行い、後日、受人・渡人双方に電話でお話をお伺いいたしました。

20 番と 21 番については、渡人が同一です。

渡人は、高齢のため規模縮小を考えていて、20 番と 21 番の受人にそういう風に相談したところ、今回の申請になったそうです。

20 番の受人ですが、3 年ほど前から、自宅に隣接する土地の耕作を依頼されておりまして、今回その土地が売買の対象になったそうです。

また 21 番につきましては、受人のお父さんが、50 年ぐらい前から渡人より借りていた農地で、今回、売買ということで、娘さんが受人として、今回買い付けるそうです。

両案件とも書類に不備もなく許可相当かと思われませんが、皆様方のさらなる

ご審議をお願いいたします。
以上です。

議長 22 番お願いします。

中澤保委員 9 番、中澤です。
22 番について報告いたします。
10 月 28 日に、書類審査を実施いたしました。
後日 10 月 30 日に、受人・渡人それぞれに電話連絡をとり、申請書どおり間違いがないということでした。
書類にも不備がなく、許可相当と判断いたしましたが、皆様のさらなる審議をお願いいたします。

議長 26 番お願いします。

宮山繫治委員 19 番、宮山です。
3 条の 26 番について説明します。
10 月 28 日、書類確認しております。
贈与するということでもあります。
後日、本人確認しまして、関係についてはですね、近くに住んでいる知人であり、前からその土地を貸していたというようなことで、今回贈与したいということで、確認はどちらとも得ております。
問題ないと思われまますので、許可相当と思われまますが、さらなるご審議をお願いいたします。
以上です。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 47 号 受付番号 2 番から 3 番、10 番、12 番から 13 番、15 番、及び 17 番から 26 番を採決いたします。

議案第 47 号 受付番号 10 番を取り下げとし、受付番号 2 番から 3 番、12 番から 13 番、15 番、及び 17 番から 26 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委員 (挙手全員)

議長

挙手全員。議案第47号 受付番号10番を取り下げとし、受付番号2番から3番、12番から13番、15番、及び17番から26番を原案どおり許可することに決しました。

次に、議案第48号 「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

板橋主任より説明いたさせます。

板橋主任

それではご説明いたします。

議案書10ページをお願いします。

議案第48号、農地法第5条の規定による許可について、令和6年11月11日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。

次のページをお願いします。

番号1番、権利：地上権、所在：樋口字大松、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：918㎡のうち0.122㎡、外2筆、合計3筆、合計面積0.294㎡、譲渡人又は貸主：筑西市樋口、譲受人又は借主：東京都中野区本町、転用形態：一時転用、転用事由：営農型太陽光発電設備、許可日から10年間。

申請地は、真岡鉄道真岡線ひぐち駅の北側約600m、国道294号線の東側約450mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。

申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。営農を継続しながら安定した売電収入を確保するにあたり申請地が適地と判断し申請するものです。

なお、柵を作付けする計画となっております。

2番から4番は保留となります。

5番、所有権移転無償、辻字西原、畑、畑、198㎡、外1筆、合計2筆、合計面積494㎡、筑西市布川、常総市本石下、自己住宅。

申請地は、関東鉄道常総線大田郷駅の南西側約1.5km、県道筑西三和線の南側約1kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は現在市外の借家にて生活しておりますが、叔父より土地を譲り受ける見込みが立ったため自己住宅を新築すべく申請するものです。

6番、所有権移転有償、鍋山字殿山、畑、畑、4,900㎡、筑西市内淀、筑西市倉持、資材置場。

申請地は、県道石岡筑西線の南側約1.5km、市立村田小学校跡地の東側約1.8

kmに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は申請地付近で建設業を営む法人です。昨今、建築資材の受注が増加しており、既存の資材置場では不足することから新たに確保すべく申請するものです。

次のページをお願いします。

7番は保留となります。

以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。
受付番号1番から、調査委員の報告をお願いします。

坂入進
委員

5番、坂入です。
5条の1番を報告いたします。
先月28日に、書類審査及び現地確認を行いました。
こちらに関しましては、先ほど3条の3番で報告いたしました渡人・受人であります。
転用事由は営農型太陽光発電設備となっておりますが、こちらにつきましても、やはり、追ってチェックの体制も必要かなと思っておりますが、特に問題はなく、許可相当と思われれます。

皆様のさらなる審議のほどよろしく願いいたします。

議長

5番をお願いします。

齊藤一弥
委員

8番の齊藤です。
10月28日に関城支所におきまして、書類審査、その後現地を確認いたしました。

後日電話で確認しましたところ、渡人と受人が親戚関係、叔父と甥の関係だそうです。

甥の方が自己住宅を建設するために、土地を探しておりまして、この土地を無償で贈与するということだそうです。

許可相当と思われれますが、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

6番をお願いします。

齊藤秀樹
委員

6番齊藤が、6番の案件について報告します。
去る10月29日に書類確認、現地の確認を行い、またその後、両者に話を聞きました。

この土地は、受人が使っている工場と資材置き場、それぞれの隣にあります。
現地は耕作放棄地の模様があり、受人がどうせなら管理していきたいということで、資材置き場として利用するために売りたいとのことでした。

同行した委員さんも、許可相当とのことでした。
さらなる皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら申し上げます。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第48号 受付番号1番及び5番を採決いたします。

議案第48号 受付番号1番及び5番は30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとすること、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員。議案第48号 受付番号1番及び5番は県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

続いて、議案第48号 受付番号6番は30aを超える農地転用事案となります。

議案第48号 受付番号6番を許可相当とし、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、賛成の委員は挙手を願います。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員。よって、議案第48号 受付番号6番は、原案どおり許可相当とし、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、決しました。

次に、議案第49号 「現況確認証明(非農地証明)について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長 引き続き板橋主任より説明いたさせます。

板橋主任 それでは説明いたします。

議案書14ページをお願いいたします。

議案第49号、現況確認証明(非農地証明)について、令和6年11月11日

提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。

次のページをお願いします。

番号1番、所在：下中山字下中山、登記簿地目：畑、現況地目：宅地、面積：15㎡、判定地目：宅地、利用状況：住宅敷地、所有者：筑西市下中山。

申請地は、県道筑西つくば線の西側約300m、市立養蚕小学校の南側約300mに位置する土地です。

平成5年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

2番、蓮沼字北原、畑、宅地、198㎡、宅地、住宅敷地、筑西市蓮沼。

申請地は、国道50号線の南側約50m、市立協和中学校の南西側約700mに位置する土地です。

平成15年には、農地ではないとして「課税証明書」を添付し証明願が出されております。

3番、倉持字宮北、畑、宅地、190㎡、宅地、住宅敷地、筑西市倉持。

申請地は、市立明野中学校の南東側870m、市立大村小学校跡の南側約1.2kmに位置する土地です。

平成15年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、受付番号1番から調査委員の報告をお願いします。

宮山繫治
委員

19番、宮山です。

こちらは永井委員の代弁となります。

1番は、10月28日に書類確認、それから2班全員で現地確認をしております。

現地は、居住しております宅地の一部が、登記簿上畑となっておりまして、今回の申請をするということでもあります。

もうすでに31年経過しておりまして、非農地証明は問題ないかと思われませんが、さらなるご審議をお願いします。

以上です。

議長

2番をお願いします。

岩淵進
委員

4番の岩淵です。

2番の案件を報告します。

10月29日、協和地区の農業委員と推進委員で、書類審査と現地確認を行いました。

現況は、自宅に隣接しており、ブロック塀で囲まれていて、20年以上にわたり住宅敷地として使用されていきました。

農業委員と推進委員全員、非農地証明に値すると判断いたしました。

書類に不備もなく、許可相当と思われますが、皆様方の審議をお願いします。以上です。

議長

3番をお願いします。

齊藤秀樹
委員

6番齊藤が、3番について報告します。

この案件の土地は、今回3条の10番として、取り下げがあった土地です。

9月の現地調査の際に、家屋への進入路として砂利などが引かれており、農地としては使用されていない部分があり、砂利の撤去をしてくださいとお願いしましたが、今回、進入路としても使用していくとのことで非農地証明をすることになりました。

20年以上前に、当時、3条の10番の受人が引っ越してきて、進入路として使用していたことや、周りにも住宅地があることなどを踏まえて、9月に同行した委員さんの方も、許可相当との意見となりましたが、さらなる皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第49号 受付番号1番から3番を採決いたします。

議案第49号 受付番号1番から3番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

委員

（挙手全員）

議長

挙手全員。よって議案第49号 受付番号1番から3番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第50号 「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

なお、議案第50号は、7番議席・赤城 美子委員と15番議席・栗島和子委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第10条の規程により、除斥を願います。

事務局長

それでは、議案について、事務局より説明願います。

市村補佐

市村補佐より説明いたさせます。

議案書の 16 ページをお願いいたします。議案第 50 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画の決定について」、令和 6 年 11 月 11 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

農用地利用集積計画（案）総括表の説明をいたします。

農地の貸し付けにつきましては契約開始日が令和 6 年 12 月 1 日となります。現況地目は田・畑で、各設定区分の合計数のみの読み上げをいたします。

契約が 3 年未満のものですが、新規はございません。

更新 13 筆 14,325 m²、合計 13 筆 14,325 m²。

契約が 3 年以上 6 年未満のものは、

新規 30 筆 80,243 m²、更新 102 筆 206,047 m²、合計 132 筆 286,290 m²。

契約が 6 年以上 10 年未満のものは、

新規 6 筆 18,393 m²、更新 6 筆 7,017 m²、合計 12 筆 25,410 m²。

契約が 10 年以上のものは、

新規 65 筆 126,344 m²、更新 72 筆 125,756 m²、合計 137 筆 252,100 m²。

全てを合計いたしますと、294 筆 578,125 m²。

明細につきましては、18 ページから 26 ページのとおりです。詳細については、省略させていただきます。以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 5 0 号を採決いたします。

議案第50号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画の決定について」を賛成の委員は挙手を願います。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員。よって、議案第50号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画の決定について」を決定することに、決しました。

ここで7番議席・赤城 美子委員と15番議席・栗島 和子委員の除斥を解きます。

午後14時37分 解除

次に、日程第4 報告第37号から第42号を、事務局より説明願います。

事務局長 中澤課長より説明いたさせます。

中澤課長 私からは報告第37号から報告第42号までを一括してご説明させていただきます。

初めに27ページをお願いいたします。

報告第37号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、令和6年11月11日提出、筑西市農業委員会・会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届出件数は2件でございます。

これは公益社団法人茨城県農林振興公社農地中間管理機構が農地売買等の特例事業により農地の権利を取得する所有権移転で、届出受理の専決処理を行ったものございます。

次に29ページをお願いいたします。

報告第38号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、令和6年11月11日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届出件数は1件でございます。

これは市街化区域内における農地転用で、共同住宅1件の届出受理の専決処理を行ったものございます。

次に 31 ページをお願いします。

報告第 39 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、
令和 6 年 11 月 11 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届出件数は 2 件でございます。

これは市街化区域内における所有権移転等を伴う転用で、自己住宅 1 件、
駐車場 1 件の専決処理を行ったものございます。

次に 33 ページをお願いいたします。

報告第 40 号 農地法第 4 条の制限除外について、
令和 6 年 11 月 11 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届出件数は 1 件でございます。

これは、耕作者が自らの農地 2 アール未満を、通作用駐車場にする転用で、
届出受理の専決処理を行ったものございます。

次に 35 ページをお願いいたします。

報告第 41 号 農地法第 5 条の制限除外について、
令和 6 年 11 月 11 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届出件数は 2 件でございます。

これは、鉄塔敷舗装工事に伴う工事用地の一時転用のほか、道の駅敷地拡張
に伴う転用で、届出受理の専決処理を行ったものございます。

次に 38 ページをお願いいたします。

報告第 42 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、
令和 6 年 11 月 11 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

39 ページから 46 ページにかけまして、合意解約の通知のありました件数、
28 件でございます。

詳細の説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

議 長

報告第 37 号から第 42 号につきましては、報告でございますので、ご了承
願います。

以上で、今定例会の案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和 6 年度第 8 回筑西市農業委員会定例総会を閉会とい
たします。

長時間にわたるご審議、大変お疲れ様でした。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和6年11月11日

議 長

署名委員

署名委員